

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

集落営農実態調査

2 調査の目的

「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、持続可能な農業構造の構築の実現に向けた担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料の整備を行うことを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

市区町村

ただし、以下に掲げる市区町村を除く。

① 全域が市街化区域^(注)である市区町村

② 耕地の存在が認められなかった市区町村

(注) 「市街化区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の協議が整ったものをいう。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約1,700市区町村（毎年2月1日現在の市区町村）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

毎年2月1日現在の市区町村（市区町村の範囲については、前記3（2）を参照）を調査対象とする。

ただし、市区町村が、前記3（2）①又は②に該当するか否かの確認は、農林業センサス（農山村地域調査）の対象となる農業集落の確認時に合わせて行う。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 集落営農の概要

(ア) 継続等区分

- (イ) 設立年次
- (ウ) 集落営農の組織形態
- (エ) 法人化した年
- (オ) 経営所得安定対策への加入状況
- (カ) 地域計画における位置付けの有無
- (キ) 集落営農の構成

イ 集落営農の営農状況

- (ア) 経営規模・農地利用の現状
- (イ) 集落内の営農を一括管理・運営
- (ウ) 集落営農の活動内容
- (エ) 集落営農の構成員のうち、主たる従事者数
- (オ) 集落営農の農業経営のために常雇いした者の有無
- (カ) 収支の共同経理の状況

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

調査期日は、毎年2月1日現在。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産省－民間事業者－報告者（市区町村）

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール） 調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

調査票の配布

農林水産省から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して政府統計共同利用システムのオンライン調査回答用のID・PW及び調査票（前年の調査結果を入力したもの）を電子メールにより配布する。

調査票の取集

報告者は、オンライン調査システムを利用して回答、若しくは送付された調査票に記入し民間事業者に電子メールで回答する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布 毎年1月上中旬

調査票の回収 毎年3月上旬

8 集計事項

(1) 継続等区分別集落営農数

(2) 設立年次別集落営農数

(3) 組織形態別集落営農数

(4) 法人化した年別集落営農数

(5) 経営所得安定対策への加入状況別集落営農数

(6) 地域計画における位置付け別集落営農数

(7) 集落営農を構成する農業集落数規模別集落営農数

(8) 構成農家割合(集落内の総農家数に占める構成農家数の割合)別集落営農数

(9) 集落営農に参加している農家数規模別集落営農数

(10) 現況集積面積規模別集落営農数

ア 経営耕地面積

イ 農作業受託面積

ウ 経営耕地面積+農作業受託面積

(11) 集積面積割合(集落内の総耕地面積に占める集積面積の割合)別集落営農数

(12) 田面積割合(集落内の総耕地面積に占める田面積の割合)別集落営農数

(13) 畑面積割合(集落内の総耕地面積に占める畑面積の割合)別集落営農数

(14) 活動内容別集落営農数(複数回答)

(15) 主たる従事者数別集落営農数

(16) 農業経営のための常雇い状況別集落営農数

(17) 経理の共同化の状況別集落営農数

(18) 現況集積面積、構成農家数等

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別(■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)

(2) 公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)

(3) 公表の期日

概要:調査実施年の5月末までに、調査結果の概要を公表する。

詳細:調査実施年の10月末までに、調査結果の詳細を公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

地域区分別又は組織形態別の表章のみしか行わないため、日本標準産業分類等統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	調査実施年の翌年4月1日から起算して3年	農林水産省大臣官房統計部長
調査票を収録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長